

公聴会についての注意事項

【意見陳述人の方へ】

- 1 意見陳述は、あらかじめ届出があり、大臣から指定された者以外の者による陳述はできません。
- 2 意見陳述は、既に届け出られた意見陳述届出書に基づくこととし、できるだけ簡潔に要点を述べるようにお願いします。
- 3 本日は、関西電力株式会社の電気料金値上げ申請を含む、電気供給約款の変更に係る公聴会ですので、事案の範囲を超えて発言することはできません。
- 4 持ち時間は、議事進行上 1人当たり 15分以内となっています。持ち時間の中で、意見陳述後、関西電力又は経済産業省にご質問いただくことが可能です。
- 5 陳述開始後、意見陳述時間の残り5分前にベルを1回、1分前にベルを2回、陳述終了時にベルを3回鳴らします。これらを目安に陳述を進め、制限時間内で陳述を終えるようお願いいたします。
- 6 陳述の指名があっても席におられない場合、議事進行上、後順位となる場合があります。他の陳述人からの陳述が全て終わっても席におられない場合には、意見を述べないとみなされる場合がありますからご注意ください。
- 7 次の陳述順の方は、控席にてお待ちください。

【傍聴人の方へ】

- 1 議事中は静粛に願います。携帯電話は電源をお切り頂くか、マナーモードに設定してください。
- 2 公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、発言を禁止され、又は退場を命ぜられることがありますから、そのようなことのないようご注意ください。ビラを配るなどの行為も認めておりません。
- 3 会場内は禁煙です。飲食もご遠慮願います。
- 4 休憩時間等において会場外に退出し再入場される場合は、受付の際に渡されたカードホルダーと身分証を提示ください。なお、お帰りの際は、出口にて、カードホルダーを係員にご返却ください。
- 5 その他公聴会に関しては、議長及び係員の指示に従うようお願いいたします。